省　令

○国土交通省令第五号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十六第四項及び第二十九条の四の規定に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月一日

国土交通大臣　石井　啓一

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第百三十七条第二項各号列記以外の部分中「前項第一号から第三号まで」を「前項各号」に改め、「掲げる場合」の下に「（次項に規定する場合を除く。）」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「備え付けられ」の下に「、又は当該船舶に持ち込まれ」を、「までに掲げるもの」の下に「（持ち込まれたものにあつては、備え付けられたものに相当する性能を有するものとして国土交通大臣が認めるものに限る。）」を加え、同条第三項中「場合」の下に「のうち次の各号に掲げる場合（漁ろうその他の船外への転落のおそれがある行為を行つている場合を除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一　次に掲げる要件を満たす位置に乗船している場合

イ　周囲に高さ七十五センチメートル以上のさく欄その他の船外への転落を防止するための設備が設けられていること。

ロ　船外への転落の防止に関し必要な事項として国土交通大臣が定める事項が乗船している者の見やすい箇所に表示されていること。

二　防波堤その他これに類する波浪を低減することができるものの内側において、岸壁、桟橋その他これらに類するものに係留している小型船舶に乗船している場合

三　水上スキーその他の船外における行為を行うための装備を着用していることにより船外への転落に備える必要な措置を講ずることが当該装備の機能保持上適当でない者（第一項第四号に掲げる場合に限り、漁ろうその他の船外への転落のおそれがある行為を行つている場合を除く。）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第百三十七条第一項第四号に掲げる場合における船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の三十六第四項の規定に違反する行為には、この省令の公布の日から起算して五年を経過する日より前にした行為は、含まれないものとする。

○国土交通省令第六号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条第一項及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第四十八条の規定に基づき、核燃料物質等車両運搬規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月一日

国土交通大臣　石井　啓一

核燃料物質等車両運搬規則の一部を改正する省令

核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号中「平成十二年総理府令第百二十四号」の下に「。第十七条の二第五項において「取決め規則」という。」を加える。

第十七条の二第五項中「特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則」を「取決め規則」に、「第十号」を「第十一号」に改め、同条第九項中「令第二条第三号」を「令第二条第二号」に、「を除く。」を「及び廃棄しようとするものであつて、封入（圧縮して封入する場合に限る。）し、又は固型化して容器に内包されているものを除く。」に改める。

第二十条の次に次の一条を加える。

（確認を要しない場合）

第二十条の二　令第四十八条の表第二号のロの国土交通省令で定めるところにより固型化され、又は容器に封入されている場合は、核燃料物質等で廃棄しようとするものが封入（圧縮して封入する場合に限る。）し、又は固型化して容器に内包されている場合とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第六十号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十九年二月一日

法務大臣　金田　勝年

静岡地方法務局所属　藤原　俊二

大阪法務局所属　熊谷　保

福岡法務局所属　重富　朗

○法務省告示第六十一号

愛媛県大洲市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十九年三月一日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、大洲市役所又は松山地方法務局大洲支局に照会すること。

平成二十九年二月一日

法務大臣　金田　勝年

愛媛県喜多郡三善村大字東宇山甲二百九十番地

信尾　照子

○法務省告示第六十二号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十九年二月一日

法務大臣　金田　勝年

住所　佐賀県三養基郡みやき町大字東尾921番地1

オオツボ・リア・レイチェル　昭和49年1月17日生

住所　京都府舞鶴市森本町21番地25

ユーン・ティ・トゥ・アン　昭和61年3月13日生

住所　名古屋市港区知中2丁目1505番地

シペーフト・ヴィターリ・ヴィクトロヴィッチ　昭和50年3月3日生

住所　東京都中央区佃2丁目1番2―4211号

アリ・ナジャンド　昭和57年5月4日生

住所　大阪市生野区中川1丁目3番26号

金佳世　昭和45年3月20日生

金知世　昭和46年5月28日生

金宗一　昭和48年8月2日生

住所　千葉県八千代市八千代台西3丁目2番地6

マヌチャー・アルサラニー　昭和44年4月27日生

住所　愛知県岩倉市宮前町2丁目17番地1

金惠里　昭和60年6月7日生

住所　静岡県島田市横井2丁目26番4号

毛振華　昭和59年5月16日生

住所　愛媛県西条市小松町新屋敷甲652番地1

髙慶子　昭和42年12月23日生

住所　栃木県河内郡上三川町大字上郷1508番地

荘品宜　昭和47年3月29日生

住所　東京都新宿区西落合1丁目10番6号

万夢萱　平成3年8月10日生

住所　長野県松本市並柳1丁目11番24―101号

張明惠　平成4年4月25日生

住所　愛知県豊後大野市大野町田中2323番地8

康久影　昭和61年8月18日生

住所　大阪府松原市松ケ丘4丁目11番18―610号

吉川貴久美　昭和44年1月22日生

金裕栄　昭和63年12月3日生

金美幸　平成3年1月27日生

住所　長野県塩尻市大字広丘野村1000番地2

古昌彬　昭和52年10月10日生

住所　大阪市北区本庄東2丁目2番28―1106号

汪斌健　昭和57年5月6日生

汪夢迺　平成23年1月9日生

汪瑞綺　平成28年2月17日生

住所　東京都文京区関口1丁目10番8―1002号

黄嘉禾　昭和62年12月26日生

住所　東京都新宿区西新宿4丁目29番10―311号

ロシーオ・エリザベス・シマ・ザムディオ　昭和47年1月17日生